

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日時 平成24年7月9日（月）10：00～12：09

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、安部委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、財務省政策総合研究所、国税庁長官官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -

その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）

（2）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

総務省政策統括官（統計基準担当）から、基本計画における民間事業者活用の考え方、民間事業者の活用に関するガイドラインの改定内容などについて説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 民間事業者の活用について、問題等が生じているところはあるのか。
入札の都度、事業者が交代するケースもあり、事業者のノウハウの蓄積が進まない、事業者にとってメリットが乏しいなどの指摘もある。
- ・ 流通などのICT化で蓄積されている民間のデータを有効活用すれば、効率的なデータの取得が可能となるのではないかと考えている。
各調査実施者が調査の効率化を考えていく中で、必要に応じ、民間データの活用を進める余地もあるのではないかと考えている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 一定の分野においては、民間事業者を活用して効率的な統計の作成・提供を進めることは重要である。
- ・ ガイドラインについては、更なる改定の余地は乏しいものと考えているが、関係府

省による情報交換や事業者団体との意見交換については、今後も、引き続き取組を進めていただきたい。

- ・ 民間事業者の活用の際し、業務の見直しも含めて、検討することも考えていただきたい。

効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -

ア 行政記録情報等の活用の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）から、行政記録情報等の活用の着実な増加など、取組の概要について説明が行われた後、質疑が行われた。主な意見及び回答は以下のとおり。

- ・ 今後も、行政記録情報の活用の実態を把握することが重要である。
今後も継続して実態を把握し、取組の推進に役立てたいと考えている。

イ オーダーメイド集計による税務データの活用

国税庁及び経済産業省から、オーダーメイド集計による税務データの活用について、次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。

- ・ 税務データのオーダーメイド集計による活用可能性については、データの定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から、活用は困難との結論に至った。ただし、新たなニーズを含め今後の活用を否定するものではなく、1)必要とされるデータを国税庁が有していること、2)当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、3)当該データが電子化されていること、4)所要のコストを活用側が負担できること、の4つの条件を満たせば、活用は可能と考えており、今後の要請内容に応じて検討したい。
- ・ 税務データについては、1)納税地が事業所の所在地と異なっているケースがあること、2)個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名（屋号）と異なること、3)出荷額と所得金額との相違等から、直接、欠測値の推計や補完などに用いることは難しいというのが現状認識である。

この説明に対する主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- ・ アメリカ、カナダ等では税の情報が広範に利用されている。概念の相違を認識した上で活用する道はあるのではないか。条件が満たされればオーダーメイド集計を検討するという事なので、今回の「実施困難」で終わりにしないでほしい。
- ・ 現時点では「実施困難」となっているが、4条件が満たされれば実施されるということなので、今後も継続して検討いただきたい。

法人税申告書の別表1など全件電子化されているデータであれば、協力も可能かもしれないが、税務行政上の必要性から、真に必要なデータから電子化を行っているのが現状である。

- ・ 統計部局側からも、電子化の状況を踏まえ、必要性を強く主張し続けることが必要であると思う。

現状は「実施困難」との自己評価であるが、統計部局としては、課題が解決されれば、審査の基準値等として利用したいと考えている。

- ・ 外部の有識者も加わっているような検討の場合は、設けられているのか。
現状では、設けられていない。
- ・ 特定の地域、業種に限定したときに、補完や推計が具体的にどの程度できるかなどを検討することが重要であると考える。
- ・ 1事業所・1法人の場合は、マッチングの問題を解決すれば活用可能と思われるが、電子化については、どの程度進んでいるのか。
個人の申告の場合も法人と同じで、税額所得が確認できるようなものについては全件電子化されているが、現段階の検討では、活用したいデータは全件電子化されていないという判断である。
- ・ 行政記録情報の活用について、個別の統計ごとに、一つ一つ検討する必要があるのではないか。また、活用が困難な分野について、統計委員会等で検討を行うことは可能か。
行政記録情報の活用については、調査実施省が調査企画段階で自らチェックし、その後、政策統括官室が承認審査の段階でチェックをしている。特に課題になるものについては、基本計画に記載されているため、毎年の法施行状況報告の審議の中で検討できる形になっている。

ウ 漁業センサスへの漁船登録データの活用及び法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用

農林水産省から漁業センサスへの漁船登録データの活用について、国土交通省から法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用について、それぞれ次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。

- ・ 漁業センサスへの漁船登録データの活用については、次期調査計画の統計委員会への諮問（平成24年11月予定）の際に、検討結果を報告したい。現状では、機械的な照合が難しい等の課題が見られる。
- ・ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、検討中であるが、固定資産課税台帳は各市町村が保有するため、納税者の委任状の提出等、各市町村への手続き面などで問題点が多々あり、次期調査では活用は困難ではないかと考えている。

主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- ・ 固定資産課税台帳データの活用のためには、本人の承諾が必要ということであったが、匿名化して統計化することは制度的にできないのか。
現状では、各市町村に納税者の委任状を持参して、閲覧・転記をするという方法による他はない。将来、固定資産課税台帳の情報がビジネスレジスターに登録されるとか、全市町村の固定資産課税台帳がネットワーク化されてアクセス可能になるとかというような環境が整えば、ぜひ活用したい。
- ・ 行政記録情報から作成される業務統計について、集計の充実が求められるものもあるが、この点についてはどう考えるべきか。
例えば、住民基本台帳人口異動報告における表章の詳細化などが基本計画に掲げられており、審議の対象となっている。

エ 行政記録情報等が具体的に特定されていないもの

資料2のp3～6の事項について審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 調査計画の策定の際、行政記録情報の有無等について事前に調査・検討することになっているが、活用が困難とされたケースは、具体的に何かあるか。
報告様式が区々で、電子化も遅れている等のケースがあったが、その場合でも、先ず所管部局と活用可能性を検討することが重要。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 行政記録情報の活用については、一定の効果は上がってきているが、行政記録の電子化等の状況や、活用のコスト・効果等を考慮すると、現時点ではすぐに活用が見込めないものも認められる。引き続き、不断の調査・検討が必要であると考える。
- ・ 特に、税務データのオーダーメイド集計結果の活用に関しては、直ちに活用することは困難な状況である一方、4つの条件を満たせば、活用が可能であることも明らかになった。したがって、「実施困難」と自己評価しているが、今後も、地域や業種を限定した検証等、検討の継続をお願いしたい。
- ・ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、次期調査計画の諮問・答申の中で議論されるため、結論は、その場に委ねたい。
- ・ また、統計調査への活用だけではなく、行政記録情報から作成される業務統計の充実に関しても、積極的に進めるべきであるという指摘があった。

その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）

総務省政策統括官（統計基準担当）から、統計職員等の人材の育成・確保等の一般的な状況について説明が行われた後、内閣府、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び日本銀行から、補足説明が行われた。

その後、廣松座長から、各府省における人材の育成・確保への対応状況一覧表の平成21年度及び22年度の資料と、各府省の統計関係職員の推移の資料について、追加の要求がなされ、この報告を含めた具体的な審議は次回に行うこととなった。

（2）その他

次回の会合は7月25日（水）15時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>